

副本



令和 6 年 3 月 26 日

反論書の提出について

札幌 国税不服審判所
担当審判官 齋藤 文泰 殿

審査請求人
(住所・所在地) 〒 060 - 0053
札幌市中央区南三条東1丁目4-2

(ふりがな) (ふあーいーすといーていんぐかぶしがいいしや)
(氏名・名称) FAREASTEATING株式会社

(法人の場合、法人番号)

7 4 3 0 0 0 1 0 6 9 6 5 4

(法人の場合、代表者の住所) 〒 063 - 0034
札幌市西区西野四条五丁目10番5号

(法人の場合、代表者の氏名、ふりがな)
(この せいま)
古野 生真

代理人
(住所・所在地) 〒 460 - 0008
名古屋市中区栄1丁目13番2号

(ふりがな) (ぜいりしほうじんいんぱくと)
(氏名・名称) 税理士法人 Impact

平成
令和 6 年 2 月 9 日付の原処分庁の答弁書に対する反論書を提出します。

9号様式(初葉)

審判所整理欄*
番号確認

※審判所整理欄は記入
しないでください

原処分庁の答弁書に対する反論

1 総論

審査請求人は、原処分庁の更正処分の基礎となる調査における証拠資料の収集手続に重大な違法があり、調査を全く欠くのに等しいとの評価を受ける場合に該当すると考えています。

また、原処分調査担当者の行った税務調査の手続きは、刑罰法規に触れ、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて職権乱用にあたる可能性があると考えたため、札幌地方裁判所に国家賠償訴訟を提起するとともに、刑事告訴を前提に北海道警察に被害の相談をしています。

審査請求人は、下記（１）、（２）、（３）及び（４）の事実の確認を求めるとともに、事実であれば、違法な調査手続及び更正手続による更正処分であるとして、本件更正処分が全て取消されることを求めます。

仮に、本件更正処分に関して、取消しとするまでの調査事務手続上の違法性はないと判断されたとしても、本件更正処分の内容については、証拠書類及び取引実態に照らして誤りであり、審査請求人の提出した修正申告書の内容が正当な処理内容であると主張します。

- （１）原処分庁は、令和４年１１月の調査着手以降、審査請求人から提出を受けたデータや証拠書類を紛失又は隠蔽したと認められるような証拠採用の状況と、強迫的な質問調査による質問応答記録書により、令和５年３月３０日の時点で、不当な課税を強行しようとしていたこと。
- （２）原処分庁は、令和５年４月以降、審査請求人の税務代理人から、以下のとおり疑問点・問題点を多数指摘され、さらに新たな証拠書類の提出を受けていたにもかかわらず、４月以降に、調査手続指針に規定された再調査を行わなかったこと。
 - イ ３月３０日以前に提出済みのデータや証拠書類の確認が不十分であり、売上除外資金の用途に関する処理が誤っていること
 - ロ 審査請求人のグループの全体像やグループ間取引の実態が確認できていないこと
 - ハ 南十二条店の帰属認定について、客観的な事実を照らして判断が誤っていること
- （３）原処分庁は、審査請求人の提出した修正申告書を無視して、６月２９日に違法な更正処分を行った上で４か月間放置し、その後、取消処分と本件更正処分を行ないました。国家権力の濫用とも指摘される違法な更正処分を行った上で、身勝手に取消ししておきながら、審査請求人の提出した修正申告書の内容について、調査手続指針に規定された再調査を行わず、修正申告書の内容の照会すら行わなかったこと。
- （４）原処分庁は、本件更正処分に係る更正通知書の理由附記において、各年分とも審査請求人の修正申告書の別表第４に表示した加減算項目の個別の内容には一切

触れず、加減算の合計金額との差額について単に「所得金額の過大額」として「調査結果の内容で提示した金額と相違しており（中略）差額の内容が明らかでないため減算しました」等とのみ記載していますが、これは法人税法第130条《青色申告に係る更正》第2項の規定が要求している理由附記を欠いているので、本件各年分の更正処分は違法であること。

国税不服審判所平成11年6月4日裁決において、「法人税法第130条第2項において、青色申告に係る法人税につき更正をする場合には、更正の理由を附記すべき旨規定している趣旨は、処分庁の判断の慎重及び合理性を担保してそのし意を抑制するとともに、処分の理由をその相手方である納税者に知らせて不服申立てに便宜を与えることにあると解されている。この趣旨からすると、処分の理由は、他の事情から納税者がこれを了知していたか否かに関わりなく、更正の通知書に附記された更正の理由の文面から明らかであることが必要であり、記載すべき理由附記の程度は、帳簿書類の記載自体を否認して更正をする場合においては、そのような更正をした根拠を帳簿書類以上に信ぴょう力のある資料を摘示することによって具体的に明示する必要がある、また、帳簿書類の記載自体を否認するのではなく、事実に対する法的評価の相違による更正処分の場合には、帳簿書類以上に信ぴょう力のある資料を摘示する必要はないにしても、なぜそのような判断に至ったのかという原処分庁の判断過程については、これを省略することなく具体的に記載する必要があると解するのが相当である」としている。

これを本件更正処分に当てはめると、審査請求人の提出した修正申告書における加減算の金額と、原処分庁が調査結果の内容で提示し更正通知書に記載した加減算の金額と、相違している金額及び内容について一項目ずつ個別具体的に明示する必要があるところ、原処分庁は調査手続指針に反して再調査を行わず審査請求人に対して修正申告書の内容の照会すら行わなかったことから「差額の内容が明らかでないため減算しました」という意味不明な記載しかできなかった。このため、本件の更正通知書は、明らかに法人税法第130条第2項に規定する理由附記の要件を満たさない不適法なものと認められます。

2 答弁書に対する個別の反論

(1) 調査事務処理手続の適法性1（答弁書(7)ページ以降）

令和3年裁決において、「課税処分が何ら調査なしに行われたような場合には、課税処分の取消事由となるものと解される。そして、これには、調査を全く欠く場合のみならず、課税処分の基礎となる証拠資料の収集手続に重大な違法があり、調査を全く欠くのに等しいとの評価を受ける場合も含むものと解される」としている。

原処分庁調査担当者は、令和3年裁決に言う「課税処分の基礎となる証拠資料の収集手続に重大な違法」に該当する以下の調査事務手続を行っていたことから、本件更正処分は取消し事由に該当すると認められます。

なお、調査手続指針及び争点整理指針にあるとおり、以下のとおり証拠書類を提出した上で繰り返し当初の調査における判断誤りを指摘している事実から見て、明らか

に「納税義務者（審査請求人）から新たな証拠書類の提示等があり、当該調査結果の内容の説明の前提となる事実関係に相違が生じる場合」に該当する状況にあるが、調査を再開しなかった原処分庁の調査は、調査手続指針に反して不適法と認められます。

イ 原処分庁調査担当者は、令和5年2月、審査請求人代表者に対して、脅迫的、利益誘導目的の質問調査を行った上で、2月20日に、審査請求人代表者及び吉本淳から事実をねつ造した内容の質問応答記録書を録取したこと。

さらに、令和5年4月に、審査請求人代表者及び代理人税理士が、2月20日の質問応答記録書の内容は、利益誘導されてサインしたもので、客観的事実は違う旨申し出たにもかかわらず、原処分庁は、調査手続指針に規定された再調査を行わなかったこと。

ロ 原処分庁調査担当者は、令和4年11月から令和5年2月の期間において、下表のとおり、審査請求人から膨大なデータや証拠書類の提示を受けているが、令和5年3月30日の時点で、不当な課税を強行しようとしていたところ、課税処分に不利な証拠書類を隠蔽し、不適切に採用していなかったこと。具体的には、審査請求人名義の簿外資産の取得に関して審査請求人代表者に対する認定賞与として課税処理しようとしていたこと及び審査請求人の簿外給与の認容を行っていないこと等。

証拠書類の提出状況及び内容説明等の状況（4年11月～5年2月）
<p><1月5日、原処分庁調査担当者が、ひかり税理士法人訪問></p> <p>審査請求人は、多額な売上除外が把握され、その資金使途や管理方法についての追及を受けたことから、原処分庁調査担当者に対して、審査請求人代表者作成による「簿外現金出納帳」（Excel データ）を提出した。</p> <p>簿外現金出納帳には、コノヨシ北18条本店、コノヨシ南12条店及び炭火店の売上除外金が過去7年以上の期間について、日ごとに記載されているほか、その資金使途として以下の内容が克明に記載されていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①簿外に取得した建物付属設備の金額及び支出先 ②簿外に取得した機械の金額及び支出先 ③FC店経営者に対する簿外の貸付金 ④代表者古野に対する簿外給与 ⑤大丸店、セントラルキッチン、炭火店ほかの簿外給与の金額及び支出先 ⑥南12店・吉本に対する簿外利益の分配 ⑦簿外仕入、簿外経費等
<p><1月23日、原処分庁調査担当者が、ひかり税理士法人訪問></p> <p>ひかり税理士法人の担当者横山は、審査請求人の取引に関してUSBに保存した膨大なデータを提出した。当該USBの中には、以下の内容が含まれていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①簿外給与の賃金台帳（社会保険労務士作成のもの） ②原告会社及びグループ会社の仕訳日記帳等の会計データ ③「簿外現金出納帳」から支出し、簿外に取得した建物付属設備、機械等の領収書、見請

<p>求書、見積書等のPDFデータ</p> <p>④「簿外現金出納帳」から支出し、FC店舗に対して簿外貸付金となっている金額の管理資料</p> <p>⑤ひかり税理士法人担当者が、会計データを操作して仕入及び経費を簿外処理している状況の判明する資料の一部</p>
<p><1月26日、原処分庁調査担当者が、ひかり税理士法人訪問></p> <p>審査請求人の簿外給与、テロワールの簿外給与、南十二条店の簿外給与に関して質問を受けた。</p>
<p><2月9日、原処分庁調査担当者及び札幌西署調査担当者がひかり税理士法人訪問></p> <p>簿外給与となっている各従業員の所属店舗、所属先について質問を受けた。</p> <p>この際に、社会保険加入については全員、テロワール（南18条本店）において行っているが、南18条本店に従事している者は4～5人であること。そのほかの大半の従業員が、セントラルキッチン、大丸札幌店、FC店の応援等、審査請求人の経営する部署に外向して従事している旨の説明を行った。</p>
<p><2月15日、原処分庁調査担当者が、ひかり税理士法人訪問></p> <p>南12条店の帰属についての質問を受けた。この際に、原処分庁・平田上席が持参した資料「2月15日付け加減算事項（審査請求人帰属版）」と「2月15日付け加減算事項（吉本帰属版）」を示された。</p> <p>審査請求人の代表者に対して、吉本帰属版とした場合、税金が高くなる内容となっていること。また吉本帰属版とした場合、吉本の自宅を差押えることになること、万が一査察調査に切り替わると吉本も逮捕される可能性があること等、不安を煽る発言があった。</p> <p>その上で、本来行うべき調査手法としては、①取引の状況、②各種契約の状況、③役所等の許認可の状況、③経営の管理状況、④南12条店の開店の経緯等の客観的事実に基づいて総合的に南12条店の帰属を判定するべきところ、原処分庁平田上席から「審査請求人帰属版と吉本帰属版とどっちで処理するか谷税理士及び信山税理士と相談して決めるように」という主旨の発言があった。</p> <p>これを受けて、原告代表者は、洋食店グループとして生き残るために、すべて自分ひとりの責任としてかぶることと判断するに至った。</p>

- ハ 原処分庁調査担当者は、令和5年4月から令和5年6月の期間において、下表のとおり、審査請求人及び代理人税理士から証拠書類の提示を受け、あるいは令和4年11月～5年2月に提出済みの証拠書類の解釈の説明を受けているが、原処分庁は、調査手続指針に規定された再調査を行わず、令和5年6月29日の更正処分及び本件更正処分において、不当な課税を強行しようとしたこと。

<p>証拠書類の提出状況及び内容説明等の状況（5年4月～6月）</p>
<p><4月11日、審査請求人代表者及び代理人税理士が、原処分庁を訪問></p> <p>「3月29日付 加減算事項①」の内容と調査経過について説明を受けた。</p> <p><大審税理士が、以下の問題点を指摘></p> <p>① Impactの関与排除を求める発言、修正干渉の金額が増額する旨の不適切な発言</p>

があつたこと

②簿外資産に関する領収書等の証拠書類を提出していたにもかかわらず、処分において一切考慮されておらず、全額代表者の認定賞与となっているなど本来ありえない内容であること

③南十二条店の帰属について、民法上の契約は全て吉本敦個人である上に、食品衛生法上の許認可も吉本個人であること、元々個人で確定申告をしていることから明らかに法人の帰属として処理することは間違っていること

< 4月27日、代理人税理士が原処分庁訪問 >

※大箸税理士が以下の問題点を指摘した。

①原告の調査における争点の整理がルールどおりにされておらず、札幌国税局の調査事務運営に問題があること

②不当な課税を強行しようとしたこと及び強迫的な質問調査、証拠書類の隠蔽等の事実について、事実を確認した上で、事実の釈明と税務署長等署幹部からの正式な謝罪が必要であること

③署が半年間行ってきた調査をすべて否定するつもりはなく基本的には尊重し、証拠書類の内容や事実に沿った形で、調査事案の処理は処理として進めていくこと

④吉本敦の令和4年分確定申告書について、南12条店の正しい売上金額（除外前）を計上して、4月26日付で提出したこと

以上を説明した。

また、イ簿外現金出納帳の分析書類、ロ簿外アルバイト給与の支給明細、ハ簿外現金出納帳から支出して取得した資産の領収証等を提出した。

< 5月16日、代理人税理士が札幌西署訪問 >

※大箸税理士が、以下の問題点を指摘した。

札幌西署の法人（テロワール）の「加減算事項①」の内容について以下の大きな問題があること。

具体的には、

①簿外給与として認容している者について大半が審査請求人の工場及び店舗（セントラルキッチン及び大丸）に出向しており、出向売上の計上がされていないこと。（当然に審査請求人においては出向料の認容となること）

テロワールについては、南18条本店のみを経営しているところ、最大5名程度しか従事できないにもかかわらず多額な給与認容がされており費用収益対応の原則から見て明らかに間違っていること

②データで提出済みの総勘定元帳を検討すれば、ひかり税理士法人が会計ソフトを操作した仕入・経費の減額について、総勘定元帳を見れば容易にわかるはずであるが、仕入・経費の認容処理がされていないこと

③処分について、すべて古野社長に対する認定賞与となっている等、ありえない処理となっていること

④テロワールの「加減算事項①」の内容について、札幌西税務署の調査であり、処分権者は札幌西税務署長である。西署における争点の整理状況、チェック及び審理的な確認を

<p>誰が行ったのか説明すること 以上を説明した。</p> <p><大審税理士が、以下の問題点を指摘></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 別室で待機していた札幌中署統括官及び調査菅に入室してもらい、上記のテロワールの問題点を同様に説明。 2 Impact 大審税理士の作成した「簿外現金出納帳の検討表（カラー刷り）」を手交し、説明。 3 コノヨシグループの調査全体として、調査不足の事項等を具体的に指摘し、法人側も証拠提出に協力していくので、審査請求人の代表者が6月末までの修正申告を提出したいと申し立てているので、それに向けて、署側もきちんと検討していただきたい。 <p>以上を説明した。</p> <p>また、簿外現金出納帳の検討表（カラー刷り）を提出した。</p>
<p><5月26日、代理人税理士が原処分庁訪問></p> <p>札幌中署統括官に対して、南十二条店、本店、炭火倉庫店について、売上漏れ金額の擦り合わせと確認をしたいので、店舗別、各月の売上漏れ金額の一覧表の提供又は数字の確認・擦り合わせをしたい旨申し出るも、拒否された。</p> <p>「簿外現金出納帳」で支出の確認ができるにもかかわらず、署側の「加減算事項」に反映されていない簿外給与について、所属先の一覧とともに簿外給与の支出先及び金額の明細を提出した。</p>
<p><6月1日、大審税理士が、札幌中署統括官に架電し、以下の要請を行った。></p> <p>※大審税理士が、以下の点を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月末の終結、修正申告書の提出に向けて6月の札幌出張予定を連絡 5日～6日、14日～16日、21日～23日、29日～30日 ・税務署側の調査が不十分であり、確認していただかないと実態（真実）に合った課税処理ができないことを指摘。 ・ひかり税理士法人が行った不正な仕入・経費の減算処理について、総勘定元帳を分析すれば判明するので、Impactにて作業している旨を伝達。 ・テロワールから原告への出向者や簿外アルバイト給与の受給者について、ヒアリング等に協力する用意ができていることを伝達。
<p><6月8日、大審税理士が、札幌中署統括官に架電し、以下の要請を行った。></p> <p>※大審税理士が、以下の点を要請</p> <p>6月末の終結、修正申告書の提出に向けて14日～16日の間に、金額及び内容の擦り合わせを行いたい旨伝えるも主張予定がある旨の回答により拒否された。</p> <p>今回は、6月21日に札幌中署へ行く日程で決定。（この時点で、社長同行する方向で調整する旨の約束をした）</p>
<p><6月21日、大審税理士と信山税理士（ひかり税理士法人）が原処分庁訪問></p> <p>※大審税理士が、以下の点を指摘</p> <p>ひかり税理士法人の行った不正な会計処理（会計入力処理後に逆仕訳・取消し仕訳入力の方法により仕入及び経費減算を行った内容）に関して、2法人、2個人の検討明細を提</p>

出した。

また、内容については、ひかり税理士法人・信山税理士に、内容及び事実の確認を行って欲しい旨を要請した。

以上を説明した。

「仕入及び経費の減算処理に関する検討資料」を提出した。

(2) 調査事務処理手続の適法性2 (答弁書(7) ページ以降)

原処分庁は、(1) で指摘したとおり、6月29日に行った調査結果の説明に至るまでの期間の調査において、調査手続指針に沿って調査を再開する必要があったところこれを行わず、審査請求人から指摘された争点についての検討も不十分なまま、同日に、審査請求人が修正申告書を提出したにもかかわらず、修正申告書を踏まえぬ更正処分は違法である旨の指摘を無視して、強引に違法な更正処分を強行した。

これだけでも、「税務職員の合理的な裁量」を超えた「国家公務員の職権濫用」に該当する行為と認められます。

違法な更正処分に対して審査請求人は、7月以降、原処分庁及び上級官庁である国税庁課税部法人課税課に対して違法な更正処分の取消しを求めるとともに、修正申告書の内容が証拠書類と取引実態に基づき適切に加減算を判断した内容である旨を繰り返し説明していました。

審査請求人は、違法な更正処分に対して8月23日付で更正請求を行わざるを得ず、審理が進むと答弁書提出前に、原処分庁は当初の更正処分を何の説明もなく取消しました。審査請求人は4か月もの間、原処分庁の軽率かつ身勝手な行為に振り回されてきました。

当初の更正処分が違法であったため取り消されたということは、6月29日の調査結果の説明の後に、前述の2(1)のとおり提出してきた証拠書類等に基づき、具体的に修正申告という形により「単なる主張のみではなく、納税義務者から新たな証拠の提示等があり、当該調査結果の内容の説明となる事実関係に相違が生じる場合」となったのであるから、本件更正処分を行った10月25日までの4か月もの期間において、修正申告の内容に関して一切の調査を行わなかったことは、明らかに調査手続指針に反しており違法です。

原処分庁は、「質問検査権の行使は、原処分調査担当者の裁量に委ねられており、調査結果の内容の説明を行った後、当該調査結果の根拠が失われたかどうかについて判断する場合も同様である。」と主張しています。そして「修正申告行為自体は、・

(中略)・課税権者に通知する行為であることから、原処分調査担当者は、その裁量をもって調査結果の内容の説明の根拠が失われた事実はなかったと判断したものである」としていますが、前述の2(1)の状況を総合勘案すれば、当該判断が明らかに合理性を欠いており、再調査すべきであったところ行わなかったことは違法と認められます。

また、原処分庁が、修正申告の内容に関して調査手続指針に沿って再調査しなかったことについて、「申告納税制度を推進して適正公平な課税を実現するという国税庁

の使命」に照らしてみても、「修正申告行為自体は、・ ・ ・(中略)・ ・ ・課税権者に通知する行為」としてこの修正申告書を軽視した原処分庁の姿勢には違和感を覚えます。

しかも今回は、違法な更正処分について、違法である旨繰り返し指摘されても4か月間放置した後、修正申告の内容を全く調査確認せずに、本件更正処分を強行したのであるから、公序良俗に反し又は社会通念上相当の限度を超えて濫用にわたると認められ明らかに違法です。

(3) 調査不足の有無 (答弁書(9)ページ以降)

原処分庁は、「原処分調査において調査着手からその調査結果の説明に至るまで、請求人に対する調査が全くなかったとする事実はなく、その証拠収集手続に重大な違法も認められない。」としているが、(1)(2)で指摘した通り、明らかに原処分庁調査担当者の調査不足あるいは調査能力不足と認められます。

特に、審査請求人の代理人税理士が代わり、原処分庁調査担当者に対して、調査内容について、(1)のとおり、客観的・具体的に証拠書類を基に指摘してきたにもかかわらず、全く対応できていません。

原処分庁は、調査担当者の調査不足について、審査請求人及び審査請求人税理士の具体的な指摘と説明に謙虚に耳を傾け対応するべきであったところ、これを無視して強引に、明らかに誤った更正処分を2回も行ったものであり、その責任は重いと考えます。

適正公平な課税の見地から、本件更正処分を取消し、審査請求人の修正申告の内容に沿った課税処理とするべきと考えます。